

平成23年第1回定例会 健康福祉病院常任委員会

説明資料

頁数

《議案補充説明》

- 1 【議案第19号】三重県子ども条例の制定について・・・1
 - 2 【議案第33号】三重県視覚障害者支援センター条例の一部を改正する条例案について・・・5
 - 3 【議案第53号】第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の
策定について・・・6
 - 4 【議案第74号】みえこどもの城の指定管理者の指定議案について・・・15
- ### 《所管事項説明》
- 5 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標（素案）について・・・21
 - 6 県立病院改革の工程等について・・・28
 - 7 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の運用について・・・29
 - 8 三重県地域医療再生計画（平成22年度補正予算による拡充分）の策定について・・・31
 - 9 第11次三重県へき地保健医療計画の策定方針について・・・34
 - 10 三重県救急医療情報システム（医療ネットみえ）の更新について・・・35
 - 11 福祉医療費助成制度について・・・38
 - 12 三重県周産期医療体制整備計画の策定について・・・46
 - 13 「健やか親子いきいきプランみえ」の中間評価について・・・49
 - 14 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」改定版の
取組項目の追加概要について・・・57
 - 15 児童虐待防止の取組強化について・・・59
 - 16 包括外部監査結果への対応について・・・61
 - 17 各種審議会等の審議状況の報告について・・・78

《別冊》

- (資料1) 第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画
- (資料2) 三重県周産期医療体制整備計画（案）（平成23年度～27年度）
- (資料3) 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定版（平成23年3月版）（案）

平成23年3月4日
健康福祉部

1 三重県子ども条例の制定について

1 条例制定の背景

近年、少子高齢化の進行、生活スタイルの変化、経済情勢の悪化など社会環境の変化を背景に、家庭における親子関係や、地域社会における人間関係が変容し、その影響を受けやすい子どもたちにかかわるさまざまな問題が顕在化しています。

こうした中、三重県では平成20年4月にこども局を設置し、子ども自身の力を伸ばし健やかな育ちを支えることを子ども政策の基本的な視点に加え、施策を総合的に推進してきたところです。

本条例案は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進めるため、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、地域の多様な主体がともに連携、協働して取り組むために必要な事項を規定しようとするものであり、もって子どもの権利が尊重される社会の実現をめざすものです。

2 制定内容

主な制定内容については、次のとおりです。

(1) 前文

- ・ 子ども一人ひとりが有する、基本的人権ともいふべき権利についての認識を確認しています。
- ・ 子どもが家庭や学校をはじめとする地域社会での経験をとおして、人と様々に関わり、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けていく、といった子ども観を表し、そのために人と人との強い絆で結ばれた地域社会を形成し、子どもが力を発揮して育つことができる社会へと向かうことが必要であるという考え方を述べています。
- ・ 児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこと、そのために県民は相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを宣言しています。

(2) 目的

子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念、県の責務、各主体の役割及び施策の基本となる事項を定めて総合的に推進し、これをもって、子どもの権利が尊重される社会の実現に寄与することを目的とします。

(3) 基本理念

子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりの推進において、基本とすべき理念を以下のとおり規定しています。

- ① 子どもを権利の主体として尊重する

【議案補充説明】 議案第 19 号

- 子どもを基本的人権を有する一個の人格として認識し、尊重すること。
- ② 子どもの最善の利益を尊重する
何が子どもにとって最も良いことなのかを判断の基準とすること。
 - ③ 子どもの力を信頼する
子ども一人ひとりが持つ多くの可能性、自分自身や家族、地域社会のことなどについて考える力、自分の願いや思いを自分自身で、また友人や様々な大人の協力を得て実現する力などを信頼すること。

(4) 県の責務

子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定、実施するとともに、各主体の役割への配慮、各主体による連携・協働の取組への支援を責務として規定しています。

(5) 各主体の役割

保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体、市町の役割について明らかにするとともに、その役割を各主体が果たすに当たっては、相互に連携・協働するよう努めることを規定しています。

(6) 施策の基本となる事項

県の施策の基本として、以下の事項を推進することとします。

- ① 子どもの権利について、子ども自身が知り、学ぶ機会や県民が学ぶ機会を提供すること
- ② 子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること
- ③ 子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること
- ④ 子どもの育ちを見守り、支えるための人材の育成を行うとともに、各主体が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと

(7) 相談への対応

子どもからの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うこととしています。

(8) 推進方策

子どもの育ちについての理解促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、子どもの生活実態・意識等の調査を実施します。また、毎年、県が実施する施策の実施状況を評価し、年次報告として公表し、施策への反映に努めます。

3 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

子ども条例の構成

目的 (第1条)

この条例は、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりについて、基本理念、県の責務、各主体の役割及び施策の基本となる事項を定めて総合的に推進し、これをもって、子どもの権利が尊重される社会の実現に寄与する

基本理念 (第3条)

- ・ 子どもを権利の主体として尊重する
- ・ 子どもの最善の利益を尊重する
- ・ 子どもの力を信頼する

※ 各主体と連携・協働して、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに関する施策を推進する
※ 各主体による子どもの育ちの支援が、効果的、継続的に展開されるように支援する

各主体の役割 (第5条～第10条)

保護者

- ・ 子どもを大切に育てること
- ・ 子どもの主体的な育ちを支えること

学校関係者等

- ・ 子どもの安全の確保
- ・ 子どもが安心して育ち、学ぶ環境づくり

事業者

- ・ 子どもの育ちに配慮した雇用環境の整備
- ・ 地域活動などをおして子どもの育ちを支えること

県民及び子どもにかかわる団体

- ・ 子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることで子どもの育ちを見守り支えること

市町

- ・ 子どもの育ちを支える施策の推進に努めること

連携及び協働

- ・ 相互に連携し、協働すること

県の責務 (第4条) ・ 施策の基本事項 (第11条) ・ 相談対応 (第12条)

県の責務

- ・ 子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに関する施策の策定、実施
- ・ 各主体が連携、協働して行う取組への支援

1 権利学習

子どもも大人も子どもの権利について学ぶ機会の提供

2 意見表明・参加

子どもが意見表明する機会を提供する
施策推進における子どもの意見の尊重

3 子どもの活動の支援

子どもが主体的に行う活動を支援する

4 県民等による活動の支援

子どもの育ちを見守り、支える人材を育成する
子どもの育ちを支える県民の活動を支援する

5 子どもからの相談への対応

子どものための相談窓口を設置する

推進方策

広報及び啓発

(第13条)

調査

(第14条)

年次報告

(第15条)

【参考】 三重県子ども条例制定に向けた検討経過

平成 21 年度

- 10月5日 三重県議会健康福祉病院常任委員会（条例制定について）
- 1月～3月 子どもの意識・実態の調査（ハガキ約17,000人、アンケート約4,000人）
- 1月～3月 地域における意見交換・意見集約
 - ・ 地域こども会議
〔地域別4か所、児童養護施設・特別支援学校各1カ所、70人〕
 - ・ 子育て支援の地域づくり会議〔6か所・435人〕

平成 22 年度

- 5月18日 第1回三重県こども条例（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）
- 6月1日 第2回検討会議
- 6月1日～ 「条例について考えよう！こども会議」〔18グループ・260人〕
- 6月21日 三重県議会健康福祉病院常任委員会（条例検討状況について）
- 6月24日～ キッズ・モニターを活用したアンケート等の実施〔123人対象〕
- 6月30日～ 子ども条例について考える「おとな会議」〔5グループ・270人〕
- 7月8日 第3回検討会議
- 8月3・4日 「条例をつくろう！こども会議」〔1泊2日・12名〕
- 8月22日 「条例をつくろう！こども会議」〔こども会議8名・検討会議14名〕
- 8月22日 第4回検討会議
- 9月13日～ キッズ・モニターを活用したアンケート等の実施〔135人対象〕
- 9月17日 第5回検討会議
- 10月6日 三重県議会健康福祉病院常任委員会（条例素案について）
- 10月19日～ こども会議〔実施箇所6グループ・120人〕
- 10月30日～ パブリックコメント〔73件〕
- 11月2日～ 県民意見交換会〔5ヶ所・70人〕
- 11月4日 三重県議会健康福祉病院常任委員会（条例素案について）
- 12月1日 第6回検討会議
- 12月9日 三重県議会健康福祉病院常任委員会（条例案について）
- 1月12日 第7回検討会議

2 三重県視覚障害者支援センター条例の一部を改正する 条例案について

1 改正理由

著作権法の一部改正にかんがみ、三重県視覚障害者支援センターが対象とする録音図書の利用者に「視覚による表現の認識に障害のある者」を追加するため、規定を整備するものです。

2 改正内容

(1) 第一条中「視覚障害者の」を「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）の」に改める。

(2) 第二条第一号中「視覚障害者用」を「視覚障害者等用」に改める。

* これまで三重県視覚障害者支援センターの利用対象者は、視覚障がい者に限られていました。

* 視覚による表現の認識に障害のある者とは

知的障害、発達障害、識字障害などがあり、視覚による表現が認識されている方式で公衆に提供されている著作物をそのままの方式では利用することが困難な者

3 施行期日

公布の日から施行します。

3 第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の 策定について

1 第2次推進計画の策定理由

平成19年に三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画を策定し、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできましたが、この計画が平成23年3月末で終了することから、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第8条の規定に基づき、策定するものです。

2 概要

(1) 第2次推進計画策定の趣旨

本県では、平成11年に制定した「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を、「あらかじめ」「さまざまな人々が利用しやすい」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するため、平成19年に「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」(以下「条例」とします。)に改正しました。同条例に基づき、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 2007-2010」を県議会の議決を得て策定し、関係事業を実施しています。

第2次推進計画は、社会の変化を注視しながら、引き続きユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくために、これまでの取組を検証した上で、だれもが暮らしやすいまちづくりを、より一層進めるために、県の取組の方向性と具体策を示し策定します。

(2) 基本的な考え方と構成

条例の理念である「あらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できる」社会の実現をあるべき姿とし、第2次推進計画では県民意識調査の結果も踏まえ、さまざまな取組を条例の基本方針に基づく3つの施策体系のもとに進めていきます。

さらに、これまでの取組の検証で明らかになった課題の解決のため、重点的に取り組む項目を新たに設けました。

(3) 計画案の概要

第1章では、推進計画 2007-2010 の検証を行い、課題を明らかにするとともに、第2次推進計画の目標や進め方を整理します。

次に、第2章では、ユニバーサルデザインのまちづくりの取組を進めるため、重点的に取り組む項目と、3つの施策体系に基づく具体的な取組を盛り込むとともに、推進に必要な体制等をお示しします。

第2次推進計画の構成については、別紙1のとおりです。

3 パブリックコメントについて

第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（案）にかかるパブリックコメントについて、その実施期間や件数については別紙2、いただいた意見等の要旨や反映状況等は別紙3のとおりです。

4 策定した計画の推進について

計画を全庁的に推進していくため、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進本部（本部長：健康福祉部長）」において、推進計画の進捗状況の把握や、全庁的に取り組むべき課題について協議し、推進計画の総合的な取組の推進をはかっていきます。

また、条例第9条に基づき設置している「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」において、推進計画の進捗状況や課題に関する審議をふまえて、効果的に取組を進めてまいります。

第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画案

第1章 計画の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨

第2次推進計画は、社会の変化を注視しながら、引き続きユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくために、これまでの取組を検証した上で、平成23年度以降の取組について、県の取組の方向性と具体策を示し策定します。

II あるべき姿と課題

条例の理念であるユニバーサルデザインのまちづくりのあるべき姿を明確にするともに、推進計画2007-2010の検証により、「ユニバーサルデザインの考え方の浸透に向けた取組が十分に進んでいない」という課題があると考えられます。

III 計画の実施に向けて

ユニバーサルデザインのまちづくりのあるべき姿の実現に向けて、第2次推進計画期間中の目標を定め、重点的に取り組む項目や、条例の基本方針に基づく3つの施策体系による計画の進め方について整理しています。

IV 計画の期間と進捗管理

平成23年度(2011年度)から平成26年度(2014年度)までの4年間とし、条例に基づき設置する三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会で進捗状況を確認し、その結果を公表します。

第2章 計画の取組

I 計画の体系

II 重点的に取り組む項目

これまでの取組の検証で明らかになった課題に対し、より一層力を入れていく必要があることから、「ユニバーサルデザインの意識づくり」を重点的に取り組む項目とし、下記の4つを中心に取り組みます。

「ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます」

- ① 次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進めます
- ② 施設整備を担う人たちへの情報提供とユニバーサルデザインの考え方の共有を図ります
- ③ 車いす利用者用駐車区画の適正利用の促進等、県民の皆さんにとって身近なユニバーサルデザインの取組を進めます
- ④ 「わかりやすい情報」を提供するための意識づくりを進めます

Ⅲ 施策体系

ユニバーサルデザインに関する施策を総合的に実施するため、次の施策体系に沿って事業を実施します。

1 みんなで取り組むユニバーサルデザインのまちづくり

県民の皆さんや、企業・事業者、行政等が、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、日常生活の中で行動できるよう、啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う仲間づくりを進めます。

2 だれもが暮らしやすいまちづくり

県民の皆さんが、自由に移動し、施設を快適に利用して社会参加できる環境を整えるために、道路、建物、公園及び交通システム等を整備するとともに、施設整備を進める設計者の皆さん等へユニバーサルデザインの考え方や条例の理念について普及を進めます。

3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供

ユニバーサルデザインに配慮したものづくりが進むよう、利用者の理解拡大や企業の取組を進めるとともに、行政における積極的な利用促進を図ります。

また、行政や企業が、ユニバーサルデザインの視点に立ったわかりやすい情報の提供と良質なサービスの提供ができるよう、県自らが実践するとともに、市町や企業への展開を進めます。

Ⅳ ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるしくみ

重点的に取り組む項目や3つの施策体系を進めるための県の推進体制や、さまざまな主体との連携を明らかにするとともに、県民の皆さん一人ひとり市町、ユニバーサルデザインアドバイザー、NPO、地域の団体、企業・事業者へ期待することを明らかにします。

Ⅴ 指標一覧

第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（案）

にかかるパブリックコメントについて

1. 実施期間 平成22年12月13日（月）～平成23年1月11日（火）
2. 意見総数 14件
（ご意見・ご提案、反映状況、県の考え方については、別紙3にまとめています。）

番号	項目	頁	ご意見・ご提案等(要旨)	反映状況	ご意見・ご提案等に対する考え方
1	ユニバーサルデザインのあるべき姿	6	<p>「天は自ら助くる者を助くる」の格言があります。健常者が障がい者のために何かをしなければならないとの記述ばかりで、障がい者自身が何をするのだという記述が見当たりません。障がい者の精神的な自助努力を促す記述が必要ではありませんか。</p> <p>そこで6ページ上から5行目の「ユニバーサルデザインの考え方を自分自身の問題として捉え」を、「ユニバーサルデザインの考え方を健常者と障がい者の共通の問題として捉え」に書き換えてください。</p>	計画実施の参考になります	<p>いただきましたご意見につきましては、第2次推進計画案の「第2章 計画の取組」-「IVユニバーサルデザインのまちづくりを進めるしくみ」-「2 皆さんへの期待-(1)県民の皆さん一人ひとりへの期待」の項目で「利用者の立場からの積極的な参画が期待されます」という記述で整理しています。利用者には、障がいのある人、外国の人等、さまざまな人が含まれます。</p> <p>また、第1章の「あるべき姿」に関するご意見につきましては、県民の皆さん一人ひとりが自分自身の問題として捉えることが必要と考え、すべての人を意味する「県民一人ひとり」としています。</p>
2	数値目標	6	<p>みんなで取り組むユニバーサルデザインのまちづくりの指標「ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合」の数値目標について、40%を45%にすべき。</p>	すでに記載しています	<p>ユニバーサルデザインの意味を県民の皆さんに浸透していくことは大切であると考えています。第2次推進計画案では、「第2章 計画の取組」-「V 指標一覧」で、「ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合」を、50%にする目標値(26年度)としています。</p>
3	数値目標	6	<p>みんなで取り組むユニバーサルデザインのまちづくりの指標「県の派遣によりユニバーサルデザインのまちづくり学校講座を実施した学校の数」の数値目標について、30校/年を35校/年にすべき。</p>	すでに記載しています	<p>学校講座に関する指標に関しましては、第2次推進計画案より学校数から「県・市町が実施するユニバーサルデザインのまちづくり学校講座の参加者数」に変更しています。目標値(26年度)につきましては、4,200人/年としています。</p>
4	数値目標	7	<p>だれもが使いやすいものづくりの指標「県の派遣によりユニバーサルデザインのまちづくり研修を実施した企業等の数」の数値目標について、6社/年を10社/年にすべき。</p>	すでに記載しています	<p>企業への研修に関する指標に関しましては、第2次推進計画案より「県・市町の派遣によりユニバーサルデザインのまちづくり研修を実施した企業等の数」に変更しています。目標値(26年度)につきましては、10社/年としています。</p>

番号	項目	頁	ご意見・ご提案等(要旨)	反映状況	ご意見・ご提案等に対する考え方
5	課題	8	UD化された施設を利用する側のマナーの徹底を図るべきだと思います。車いす使用者用駐車場のチラシには従来より必要性を強調し、一般住民にマナーを徹底させる文言が必要ではないかと思います。	計画実施の参考になります	第2次推進計画案の「第2章 計画の取組」-「Ⅱ重点的に取り組む項目」において、車いす使用者用駐車区画の不適正利用や視覚障がい者誘導用ブロック上への駐輪など県民の皆さんにとって身近な課題の解決に向けた取り組みを掲げています。利用者のマナーの啓発による意識づくりもその一つであり、より効果的な取り組みとなるよう参考といたします。
6	計画の体系	11	計画の体系に視覚障がい者と聴覚障がい者についての取り組みが抜け落ちています。明らかな差別的取り組みであり、明記すべきです。	すでに記載しています	ご指摘いただきました「第2章 計画の取組」-「Ⅰ計画の体系」は、ユニバーサルデザインのまちづくりをどのように進めていくかを大きな視点で項目として整理しています。「視覚障がい者」や「聴覚障がい者」についての取り組みについては、計画の体系の項目の具体的な取り組み方向として、「第2章 計画の取組」の「Ⅱ重点的に取り組む項目」、および「Ⅲ施策体系」の中で記述しています。
7	建築設計者への教育	12	設計者の中に知らぬ方が非常に多いことから、建築設計者への教育をすべきである。	すでに記載しています	施設整備を担う事業者、設計者、施工者、施設管理者の皆さんへの情報提供とユニバーサルデザインの考え方の共有を図ることを、第2次推進計画案の「第2章 計画の取組」-「Ⅱ重点的に取り組む項目」に掲げています。
8	みんなで学ぶUD(連携による体験学習)	15	「(2)みんなで学ぶユニバーサルデザイン」の記載のうち、「①子どもたちへの学習機会の提供」、「②地域社会や企業等への学習機会の提供」について、学校の先生とも協力し、また社会福祉協議会、学校からの要望に応じて、福祉体験の指導を行い体験学習の推進を進めてほしい。	計画実施の参考になります	学校、地域社会、企業が希望する内容に応じて、学校、社会福祉協議会と連携しながら啓発を進めていくことが大切であると考えています。第2次推進計画案の「第2章 計画の取組」-「Ⅳユニバーサルデザインのまちづくりを進めるしくみ」-「1推進体制」に記述のとおり、さまざまな主体との連携を図りながら、計画の実施にあたりたいと考えています。

番号	項目	頁	ご意見・ご提案等(要旨)	反映状況	ご意見・ご提案等に対する考え方
9	UDを担う仲間づくり (UD団体への支援)	16	「(3)ユニバーサルデザインを担う仲間づくり」に「ユニバーサルデザインアドバイザーが設立した市民団体の活動を促進するとともに」とありますが、どんな活動にも資金の裏付けが必要で、行政の財政的な支援は不可欠です。そこで、「市民団体に対して財政的な支援を今後も継続しつつ活動を促進し」と書き換えてください。	計画実施の参考になります	ご指摘いただきました市民団体に対する財政的支援につきましては、活動を促進するために必要なことと認識しております。厳しい財政状況ではありますが、引き続き予算確保に努めてまいります。
10	UDを担う仲間づくり (内容の具体化)	16	「(3)ユニバーサルデザインを担う仲間づくり」に具体的な内容を入れた方がよい。フォローアップ講座の内容が抽象的すぎて、具体的にどのような事を行っていくのかがわかりにくい。	計画実施の参考になります	第2次推進計画案では「ユニバーサルデザインアドバイザーがより活動できるよう、実践的な内容を盛り込んだ講座の開催」という記載にとどめてありますが、講座に実施にあたりましては、ご指摘いただいたとおり、より具体的にどのような目的のために、どのような講座を行っていくのかを明確にしながら進めていきたいと考えています。
11	歩行空間の整備	17	「段差の少ない歩道」の項で、車イスの通れる幅を平らにする事、傾斜のついた歩道をさける事を考えていただきたい。	計画実施の参考になります	ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、車いす利用者、高齢者等の通行に配慮した整備を進めるよう歩道等の勾配や幅に関する基準等を設けており、歩道等を新設又は改良する場合、沿道状況等により、やむを得ない場合を除いて、その基準等に即した整備に努めています。
12	快適に利用できる公園の整備	18	多機能トイレの設置については、一度に多くの方が使える様な設計を考えるべきであると思います。(利用者の立場に立って)多機能毎の間仕切りのあり方等、利用される方の意見を聴き推進すべきと思います。	計画実施の参考になります	県営公園のトイレについては、今後とも利用者等の意見を踏まえながら整備及び維持管理に努めてまいります。
13	ユニバーサルデザインに配慮した製品	21	「④ユニバーサルデザインに配慮した製品の利用促進」について、県、市町、企業とも連携し、体験教室等で使用・説明するユニバーサルデザイン商品の貸出・提供を行ってほしい。	計画実施の参考になります	県においては、出前講座等の学習機会に活用できるユニバーサルデザイン製品(商品)の貸出も行っています。こうした機会に情報提供することは必要なことと考えていますので、ぜひご活用ください。

番号	項目	頁	ご意見・ご提案等(要旨)	反映状況	ご意見・ご提案等に対する考え方
14	皆さんへの期待	25	<p>災害時や防災などの情報の障がい者への伝達手段ですが、ともすると健常者からの一方的な取組を論ずる傾向があるのではありませんか。障がい者自らも自分達で何ができるか考え努力する事が大切なではありませんか。</p> <p>そこで、下から12行目の情報伝達部分以下の記述を「情報伝達する側とされる側がお互いに努力し合い、日頃からコミュニケーションを取り合っていかなければなりません。」に変更してください。</p>	記載を修正しました	<p>ご指摘いただきました「日頃からコミュニケーションを取り合う」というご意見を参考に、以下のように修正します。</p> <p>「さらには、災害時の情報や防災等の安全・安心に関する情報が、近隣の高齢者や障がいのある人、日本語でのコミュニケーションが困難な人等に伝わるよう、県民の皆さん一人ひとりが、地域で日頃からお互いにコミュニケーションを取り合っていくことが求められます。」</p>

4 みえこどもの城の指定管理者の指定議案について

1 議案

議案第 74 号「みえこどもの城の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

健康福祉部が所管している公の施設「みえこどもの城」について、平成 23 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、みえこどもの城条例（平成元年三重県条例第 4 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設と指定管理候補者の名称等

施設の設置場所・名称	指定管理候補者の所在地・名称等
三重県松阪市立野町 1291 番地 みえこどもの城	三重県松阪市立野町 1291 番地 財団法人三重こどもわかもの育成財団 理事長 竹林武一

4 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

① 募集期間

平成 22 年 8 月 18 日～平成 22 年 8 月 25 日

② 応募者

財団法人三重こどもわかもの育成財団（松阪市立野町 1291）

(2) 指定管理候補者の審査選定の過程

① 選定委員会の名称

みえこどもの城指定管理者選定委員会

② 選定委員会構成員

委員長 谷岡 経津子（四日市大学総合政策学部教授）

委員 赤木 邦男（弁護士）

委員 乙部 八潮（私立志登茂保育園園長）

委員 國廣 真夕美（公募）

委員 古川 吉宏（税理士、不動産鑑定士）

③ 審査の経過

第 1 回選定委員会（審査基準等の作成） 平成 22 年 6 月 29 日

第 2 回選定委員会（ヒアリング審査） 平成 22 年 9 月 28 日

第 3 回選定委員会（最終審査） 平成 22 年 10 月 12 日

【議案補充説明】 議案第 74 号

④ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。

⑤ 審査結果（評価点数）

第 1 順位 財団法人三重こどもわかもの育成財団（評価点 3 1 7. 4 点）

⑥ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地：松阪市立野町 1 2 9 1

名 称：財団法人三重こどもわかもの育成財団

代表者：理事長 竹林武一

⑦ 選定した理由

しっかりとした提案内容であり、かつ実現性もあるとして、指定管理者として十分な内容である。

6 期待される効果

（1）県民サービスの向上

リピーターの確保に留意しつつ、これまでに培ったノウハウを活かして、企画の充実等さらなるサービス向上が期待できます。

（2）経費の縮減

県に提出された事業計画書では、毎年度の指定管理料の平均は、78,204,333 円となっており、近年の指定管理料と比較すると、経費の縮減が認められます。

（参考）

平成 1 8 年度～平成 2 2 年度 5 年間の平均 7 5, 5 0 2, 8 0 0 円

平成 2 0 年度～平成 2 2 年度 3 年間の平均 7 9, 0 8 2, 3 3 3 円

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受け、指定管理者として指定した後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

（1）県施策への配慮

それぞれの施設の管理運営にあたって県の施策に配慮する代表的なものとして、人権尊重社会の実現、次世代育成支援の推進、男女共同参画社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進、持続可能な循環型社会の創造等についての取組などを指定管理者に求めます。

（2）情報公開及び個人情報保護

県と同様の取り扱いを求めます。

（3）第三者による実施

指定管理者が行う業務のうち一部を専門業者等に委託する場合は、県の承認を求めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

施設利用者へのサービスの向上の観点から、利用者の満足度や意見、苦情等を把握するために、アンケート等を実施するほか、アンケート結果、苦情内容及びその対応状況を実施月の翌月 15 日までに報告することを求めます。

(5) リスク分担

管理施設自体の基準が変更になり整備が必要となった場合や地震等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、施設の設置者である県がリスクを負担するものと考えますが、例えば不適切な運営により施設が破損した場合等のリスクは指定管理者が負担するものとしします。

(6) 業務計画書の提出

指定管理者より毎事業年度提出させる業務計画書については、年度事業の概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書の提出

的確に施設の管理状況を把握するため、指定管理者に義務づける業務報告書として、毎月の事業毎の利用者数、利用料金の実績等について、四半期毎にまとめた業務報告書を翌月の 15 日までに提出するよう求めます。

(8) 事業報告書の提出

指定管理者は、年度毎に管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等を報告するよう求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

募集要項で示したサービス水準等が確保されているか、指定管理者の自らの提案が守られているかの確認を随時行う必要があります。

確認は、基本的には四半期毎の業務報告書や年度終了後の事業報告書、必要に応じて実施する立入調査に基づいて行い、サービス水準を満たしていない等の不適切な場合には指示や改善勧告を行うこととします。

8 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成 23 年 3 月	指定管理者の指定
平成 23 年 3 月	協定書の締結
平成 23 年 4 月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

みえこどもの城にかかる指定管理

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容 (財)三重こどもわかもの育成財団	特記事項(審査コメント等)																						
<p>1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること</p> <p>① 管理運営の総合的な基本方針</p> <p>ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか</p> <p>イ 施設の特性や業務内容を理解しているか</p> <p>ウ 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか</p> <p>② 成果目標と自己評価</p> <p>ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか</p> <p>イ 自己評価の体制及び基準は、確立されているか</p> <p>③ 企業(団体)の社会的責任</p> <p>ア 企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷削減に関する取組)への対応は適切か</p>	<p>みえこどもの城は、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童に健全な遊び、体験、交流の場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域の児童館の拠点となる施設として、本県の児童健全育成の中核機能を担う複合施設と位置づけられています。</p> <p>こどもの城では、芸術、体育、科学などの児童のニーズに総合的に対応した遊びを提供するとともに、県内児童館や利用者に対する支援やサービスの質を向上させ、関係団体との連携を図ることにより児童の健全育成の向上を図って下さい。</p> <p>県が推進する人権尊重社会の実現等の諸施策に、協力いただくとともに、こどもの城の管理運営にあたっては、関係諸法令を遵守して下さい。</p> <p>県が求める成果目標は、次の3つです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者数 毎年度20万人 移動児童館の実績 毎年度80回以上 利用者の満足度 年4回以上実施するアンケートで、5段階評価で4以上の評価を70%以上の方から得る。 	<p>40点 (最低24点以上必要)</p>	<p>こどもの城の運営にあたっては、こどもの育ちを支える児童健全育成の充実と、多様な主体と連携する拠点機能の充実を重要と考え、また公の施設としての模範的な位置づけを確保するために、次のような総合的な基本方針を掲げています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ニーズをきく仕組みを確立し、企画やサービスの質の向上を図ります。 専門家、ボランティア、企業および県民の参画と協働を適宜進めて運営します。 施設設備やスペースを最大限活用して事業展開します。 施設設備を適切に維持管理します。 柔軟で効率のいい運用を目指し、コスト削減、省エネ、省資源に努めます。 持続的な改善のために、経営マネジメントの確立に努めます。 こどもの城の事業への県民の理解を広げるとともに、児童・青少年育成に関する情報を県民に提供します。 子育て支援から青少年健全育成まで、県内児童館をはじめ、関係組織・団体等と幅広く連携・協力し、こどもを取り巻く環境のトータルな成果を目指します。 県が求める成果目標について <table border="1"> <tr> <td>利用者数</td> <td>毎年度20万人</td> </tr> <tr> <td>移動児童館の実績</td> <td>毎年度80回以上</td> </tr> <tr> <td>利用者の満足度</td> <td>年4回実施するアンケートで、5段階評価で4以上の評価を70%以上の方から得る。</td> </tr> </table> <p>申請者が設定する成果目標(平成23年度)(抜粋)</p> <table border="1"> <tr> <td>特別企画</td> <td>9企画、40,000人</td> </tr> <tr> <td>サイエンスルーム</td> <td>60企画、10,000人</td> </tr> <tr> <td>プレイランド</td> <td>45,000人</td> </tr> <tr> <td>ドームシアター</td> <td>25,000人</td> </tr> <tr> <td>自然体験等野外企画</td> <td>5企画、150人</td> </tr> </table> <p>地域でこどもを対象に実施されるイベント等へ参画する事業 15件</p> <table border="1"> <tr> <td>講師・出演者・指導者等登録者数</td> <td>110名</td> </tr> <tr> <td>団体利用者件数</td> <td>210件</td> </tr> <tr> <td>ホームページアクセス</td> <td>100,000件</td> </tr> </table>	利用者数	毎年度20万人	移動児童館の実績	毎年度80回以上	利用者の満足度	年4回実施するアンケートで、5段階評価で4以上の評価を70%以上の方から得る。	特別企画	9企画、40,000人	サイエンスルーム	60企画、10,000人	プレイランド	45,000人	ドームシアター	25,000人	自然体験等野外企画	5企画、150人	講師・出演者・指導者等登録者数	110名	団体利用者件数	210件	ホームページアクセス	100,000件	<p>39.0点</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童健全育成当の理念を幹部がしっかりと有しており、そのことが職員にも浸透している。 こどもの城を運営していこうという熱意が伝わる提案内容となっている。
利用者数	毎年度20万人																									
移動児童館の実績	毎年度80回以上																									
利用者の満足度	年4回実施するアンケートで、5段階評価で4以上の評価を70%以上の方から得る。																									
特別企画	9企画、40,000人																									
サイエンスルーム	60企画、10,000人																									
プレイランド	45,000人																									
ドームシアター	25,000人																									
自然体験等野外企画	5企画、150人																									
講師・出演者・指導者等登録者数	110名																									
団体利用者件数	210件																									
ホームページアクセス	100,000件																									
<p>2 事業計画の内容が、みえこどもの城の適切な維持管理を図ることができるものであること</p> <p>① 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法</p> <p>ア 維持管理業務は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものか</p> <p>イ 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか</p> <p>② 利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見及びその措置</p> <p>ア 利用者の安全確保、事故防止策は、具体的で効果的なものか</p> <p>イ 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は、適切な提案がなされているか</p> <p>③ 緊急時・事故発生時の対応等危機管理体制</p> <p>ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は、適切な提案がなされているか</p> <p>イ 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか</p> <p>④ 個人情報保護、情報公開</p> <p>ア 個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか。職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p> <p>⑤ 県が推進する施策に準拠する管理運営</p> <p>ア 人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策など、県の施策に配慮した提案となっているか</p>	<p>関係する諸法令を遵守し、施設等を良好に維持管理して下さい。</p> <p>適正かつ効果的、効率的な施設管理を実施して下さい。</p> <p>実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けて下さい。</p> <p>業務委託による場合には、再委託先が免許等を有していることが必要です。</p> <p>危機管理体制を構築し、危機管理マニュアルを作成して下さい。</p> <p>避難訓練を実施し、職員に対して危機に関する研修等を実施して下さい。</p> <p>火災保険に加入して下さい。</p> <p>個人情報保護を適切に実施して下さい。</p> <p>情報公開に関する規定を整備する等、情報公開に対応して下さい。</p> <p>県が推進する持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動等の諸施策に、協力ください。</p>	<p>65点</p>	<p>関係法令等を遵守し、効率的・弾力的な運営に努め、みえこどもの城の設置目的を実現させる管理運営を実施します。</p> <p>安全かつ快適な施設管理のために講じる方策は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的な施設の保守・維持管理のため、外部の専門業者と委託契約を結び、業務品質を高めるよう、指導・監督していきます。 施設の状態について、職員・委託業者がチェックを行い、不具合箇所の早期発見・早期対応に努めます。担当者による点検を毎日実施します。 来館者等の意見を聴き、施設管理に有効に活かしていきます。 修繕・改修必要箇所を把握し、緊急な修繕が必要なものは、調査・確認を行い、速やかな対応策を講じます。 省エネ・省資源など環境負荷の低減を図るために、施設の利用状況を常に監視し、光熱費等の抑制に努めます。 全職員が「安全管理マニュアル」を厳守し、発生のおそれのある事項に対して、必要な訓練と点検・研修等を行い、万全の体制を確保します。 来館者が各コーナーで実施されている事業に、無理なく、無駄なく、効率よく参加いただけるような施設案内、各種表示、誘導を行います。 来館者や事業参加者の、施設についての満足度やニーズを各種アンケート等で調査して的確に把握し、維持管理に反映させます。 <p>個人情報の適正な取り扱いについて、要綱を制定し、管理を徹底します。</p> <p>情報公開について、実施要領を制定し、手続きを整備します。</p> <p>人権尊重社会の実現等、県の施策を日常業務で配慮するほか、各種事業も実践します。</p> <p>特に、こどもを取り巻く県施策について留意し、事業展開を図って行きます。</p>	<p>59.6点</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の対応、個人情報の保護等はしっかりとっている。 																						

<p>3 事業計画の内容が、みえこどもの城の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること</p>	<p>業務の実施にあたって、実施日数・回数については、職員体制や繁忙期・閑散期等を勘案のうえ、事業計画を立案してください。 利用者アンケートを年4回以上実施してください。 こどもの城のスペースを有効に利用して、児童の健康増進、情操を豊かにすること等を目的とした遊び、体験、交流の場等の提供を事業計画として提案してください。また、その際には、各種団体等との連携事業を行うなど、県民参画にも留意するとともに、リピーター等の要求に応じられるよう、企画展や講座等の内容・種類の充実にも努めてください。 児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行う事業を行ってください。 児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催する事業を行ってください。 地域の児童館等の運営及びこれらの相互の連携に関する指導または助言を行う事業を行ってください。 そのほか、移動児童館の実施を含め、児童の健全育成を図るための事業を行ってください。 県が行っている環境への負荷を継続的に軽減するための取組の一環として、企画展や講座等の中で、環境や自然をテーマにした事業を行ってください。 4月18日の「家庭の日」および毎月第3日曜日の「家庭の日」の一層の浸透を図るため、施設等の無料開放に協力してください。 こどもの城の利用を促進し、収入の確保を図ってください。 休館日、閉館時間は条例の定めがありますが、県の承認を得て変更することができます。</p>	<p>130点</p>	<p>こどもの特別な体験活動、各種イベントなど、利用者のニーズが特に高いような学校長期休業期間や年末年始でも特に来館者が多く見込まれる場合には、積極的に開館します。 特別なイベントの際に参加者へアンケート調査を実施するとともに、来館者全般に対するアンケート調査も実施します。 リピーター確保のために、サイエンスルームやアートスペースでの工作等の内容を毎週変更したり、年間を通じた講座形式のプログラムを実施するなど、創意工夫を行います。また、ポイントカードの導入も行います。 様々な分野の専門家や他見の施設、県内団体、行政機関、企業などと連携・協働した事業を実施します。 各スペースは、次のように利用します。 ・ イベントホールでは、季節や話題性等によって内容を変える、各種企画展示や関連するワークショップを実施します。 ・ 舞台スペースでは、コンサートや児童の各種発表会を実施するほか、イベントのない時は無料遊具コーナーとします。 ・ サイエンスルームでは、各種理科工作、実験・観察や環境学習を行います。 ・ アートスペースでは、各種アート工作や陶芸教室、木工工作などを行います。 ・ プレイランドでは、ふわふわ遊具等の室内遊具、運動遊具やクライミングウォールなどを設置します。 ・ プレイルームでは、フランスのおもちゃ「カブラ」を常設するほか、カブラをつかったイベントを開催します。 ・ ドームシアターでは、プラネタリウムの投影、ドーム映画の上映や天文関連の特別プログラムを実施します。 その他こどもの城での事業（抜粋） ・ 児童館や地域のこどもの遊び等に関する調査・研究などを行います。 ・ 地域・家庭の子育てに関する講習・研修を実施します。 ・ 三重県児童館連絡協議会の事務局を担当します。 ・ 移動児童館事業を実施します。 ・ こどもを対象に開催される地域イベントに参画します。 ・ 遊びの中に環境を意識する目を養う事業を実施します。 ・ 県民の日、家庭の日には、特別無料ステージを実施します。</p>	<p>119.2点</p>	<p>来館者に楽しんでもらえる提案内容になっている。</p>
<p>① こどもの城の施設及び設備を利用に供する事業</p>					
<p>ア スペースを有効に利用して、児童の健康増進、情操を豊かにすること等を目的とした遊び、体験、交流の場等の提供する提案となっているか</p>					
<p>イ 各種団体等との連携事業を行うなど、県民参画にも留意する提案となっているか</p>					
<p>ウ リピーター等の要求に応じられるよう、企画展や講座等の内容・種類の充実を図る提案となっているか</p>					
<p>エ 利用者の満足度についてのアンケート調査の方法、規模について、方法、規模について、適切な提案となっているか</p>					
<p>② 児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行う事業</p>					
<p>ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか</p>					
<p>③ 児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催する事業</p>					
<p>ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか</p>					
<p>④ 地域の児童館等の運営及びこれらの相互の連携に関する指導または助言を行う事業</p>					
<p>ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか</p>					
<p>⑤ そのほか、児童の健全育成を図るために必要な事業</p>					
<p>ア 移動児童館などの実施方法、事業の規模や手法について、実現可能で、効果的な提案がなされているか</p>					
<p>⑥ 「環境に有益な事業」の実施</p>					
<p>ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか</p>					
<p>⑦ 「県民の日」等の事業へ協力</p>					
<p>ア 「県民の日」及び「家庭の日」の一層の浸透を図るため、施設等の無料開放に協力する提案がなされているか</p>					
<p>⑧ こどもの城の利用料金の収入に関する業務</p>					
<p>ア 利用料金の考え方、料金収受の方法が示されているか。また、サービス向上や利用者の増加につながる料金設定がなされているか</p>					
<p>⑨ 施設の利用時間・休館日</p>					
<p>ア 施設の利用時間や休館日の設定等は、利用者の利便性を考慮したものになっているか</p>					
<p>⑩ 来館者等に対するサービス向上につながる独自の提案</p>					
<p>ア こどもの城の機能を十分に活用し、来館者等受益者に対するサービス向上につながるような独自の提案がなされているか</p>					

<p>4 事業計画の内容が、みえこどもの城の施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること</p> <p>① 収支計画の積算の考え方</p> <p>ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか</p> <p>イ 提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか</p> <p>② コスト削減の考え方</p> <p>ア 県費負担削減につながっているか</p>	<p>指定期間中に支払う指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。 指定管理料の額391,200千円以内(5年間、消費税及び地方消費税を含む。)</p> <p>(内訳)各年度の指定管理料の概算 平成23年度 78,240千円 平成24年度 78,240千円 平成25年度 78,240千円 平成26年度 78,240千円 平成27年度 78,240千円</p>	<p>50点</p>	<p>魅力的な事業企画の提供、適切な料金設定、有益なサービスの提供により、来館者の確保を図ることにより、利用料金収入の増加を目指します。</p> <p>各種契約や入札業務を見直すこと、広報活動の工夫などにより、コスト削減に積極的に取り組みます。</p> <p>指定管理料総額 391,021千円 平成23年度 78,189千円 平成24年度 78,204千円 平成25年度 78,196千円 平成26年度 78,213千円 平成27年度 78,219千円</p>	<p>47.6点</p>	<p>収支計算は、しっかりとしている。</p>
<p>5 指定を受けようとする者が事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること</p> <p>① 組織及び人員の確保、職員の雇用形態等</p> <p>ア 事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか</p> <p>② 業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション</p> <p>ア 提案事業の内容が実行できる人員配置、勤務体制となっているか</p> <p>③ 職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等</p> <p>ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか</p> <p>④ これまでの児童健全育成に関する実績</p> <p>ア これまでに、児童健全育成に関する十分な取組内容等があるか</p> <p>⑤ 持続的・安定的に経営できる財政的基礎</p> <p>ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか</p>	<p>申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、こどもの城の設置目的をより効率的・効果的に達成することのできる法人その他の団体です。</p>	<p>55点(最低33点以上必要)</p>	<p>各スタッフが個々の主業務以外の業務もカバーできるよう多能化し、必要最小限の人員配置にとどめると同時に、グループを超えた協力意識を高めています。</p> <p>館長(1名)、副館長(1名)、管理総務G(2名)、企画推進G(9名)、業務支援G(4名)、青少年育成G(4名)のほか、嘱託職員3名、アルバイト。</p> <p>児童館職員としての専門的知識を得る研修、児童厚生員資格取得のための研修、サービスマナー研修、等を計画的に実施していきます。</p> <p>こどもの城の運営にあたっては、来館者の満足度調査等各種調査を行い、PDCAサイクルを継続し、業務品質を向上させていく仕組みを作り上げています。</p>	<p>52.0点</p>	<p>実現可能で効果的な提案内容になっている。</p>
<p>総合審査結果</p>	<p>340点</p>	<p></p>	<p>317.4点</p>	<p></p>	

第1順位となった団体の名称等

<p>団体の名称等</p>	<p>三重県松阪市立野町1291番地 財団法人三重こどもわかもの育成財団 理事長 竹林武一</p>
<p>選定委員会の講評</p>	<p>提案者に熱意があり、来館者にも楽しんでもらえる内容である。 しっかりした提案内容であり、かつ実現性もある。 指定管理者とするのに、十分な内容である。</p>

5 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標（素案）について

地方独立行政法人法第25条第1項の規定に基づき、中期目標期間において地方独立行政法人（以下「法人」とする。）が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人に示す必要があります。法人は、この中期目標に基づき、当該目標を達成するための計画（中期計画）を作成します。

なお、中期目標や中期計画については、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て決定することとなります。

1 中期目標について

中期目標には、地方独立行政法人法第25条第2項の規定に基づき、次の事項を定める必要があります。

- (1) 中期目標の期間（3年以上5年以下の期間）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの中期目標については、今後、「別紙」素案に基づいて検討を行っていきます。

2 今後の予定

平成23年	3月	評価委員会の設置
	3月～4月	パブリックコメントの実施
	3月～8月	評価委員会を開催するなど中期目標の検討
	6月	県議会に中期目標（中間案）を報告
	9月	中期目標を議案として提出
	10月～	評価委員会を開催するなど中期計画の検討
	12月	県議会に中期計画（中間案）を報告
平成24年	4月	中期計画を議案として提出

「地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標」(素案)の概要

前文

法人に求める事項

- 柔軟かつ効率的な病院運営を行うことによって、多くの分野で県内最高水準の医療を提供し、県民や他の医療機関からも一層信頼される病院になること。
- 大規模災害の発生等非常時においては、県全体の医療提供体制を確保するため、県からの要請に応じた的確に対応するなど、セーフティネットの役割を確実に果たすこと。
- 人材育成の機能をさらに充実させ、医師等の不足や偏在という課題の解消に貢献すること。

第1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供

医療環境の変化や多様化する医療ニーズ等に対応して、県民に良質な医療を提供できるよう体制の充実を図り、本県の政策医療の拠点としての役割を担うこと。

(1) 診療機能の充実

- がん、脳卒中、急性心筋梗塞など高度医療を提供し、県民から多くの分野で高い評価を受ける病院をめざすこと。
- 救命救急センターとして、365日24時間体制で重篤な患者を受け入れること。
- 地域周産期母子医療センターの機能の充実を図ること。
- 感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院として、感染症への対応を率先して行うこと。

(2) 信頼される医療の提供

- インフォームドコンセントの徹底など患者の視点に立って信頼される医療を推進すること。

(3) 医療安全対策の徹底

- 医療安全対策を徹底し、医療事故を未然に防止すること。

(4) 患者・県民サービスの向上

- 病院が提供するサービスについて患者の利便性の向上を図ること。

2 非常時における医療救護等

大規模災害の発生等非常時には、県全体の医療提供体制を確保するため、的確に県民に対するセーフティネットの役割を果たすこと。

- 基幹災害医療センターとしての機能を充実するとともに、東海地震、東南海・南海地震など大規模災害発生時には、職員を派遣するなど医療救護活動に取り組むこと。
- 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合には、迅速に対応すること。

3 医療に関する地域への貢献

地域医療を支える他の医療機関と密接に連携し支援すること。

- 病病連携・病診連携を推進し、地域の医療機関との連携を強化すること。
- 医師不足の深刻な公立病院に医師を派遣するなど地域の医療提供体制の確保に貢献すること。

4 医療に関する教育及び研修

積極的に臨床研修医等を受け入れるなど、関係機関と連携して医療従事者の教育及び研修の充実を図ること。また、院内のみならず県内の医療水準の向上が図られるよう医療従事者の育成を行うこと。

5 医療に関する調査及び研究

提供する医療の質の向上や県内の医療水準の向上、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 適切な運営体制の構築

2 効果的・効率的な業務運営の実現

3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成

4 就労環境の向上

5 人材育成を支えるしくみの整備

6 事務部門の専門性の向上と効率化

7 収入の確保と費用の節減

8 積極的な情報発信

第4 財務内容の改善に関する事項

中期目標の期間に経常収支比率100%以上を達成し、維持すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 保健医療行政への協力

2 法令・社会規範の遵守

地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標（素案）

前文

県立総合医療センターは、北勢保健医療圏の中核的な病院として、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などに関する高度医療を提供するとともに、地域医療を支援する病院として県民に対する医療の確保に貢献してきた。

また、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、災害拠点病院（基幹災害医療センター）、第二種感染症指定医療機関などの機能を有し、診療圏域を越えて本県の政策医療を提供する重要な役割を担ってきた。

しかしながら、近年、医療を取り巻く環境は、国の医療制度改革などによって医師や看護師の確保が困難になるなど非常に厳しくなるとともに、医療技術の進歩や疾病構造の変化に伴い医療ニーズが高度化・多様化するなど、急速に変化している。

このような中、総合医療センターは、DPCや7対1看護基準を導入するなど様々な経営改善に努めてきたが、今後も刻々と変化する医療環境に対応し、将来にわたって求められる機能を確実に果たしていくためには、経営の責任と権限を明確にし、より自立性や機動性に優れた運営体制を構築する必要がある。このため、「地方独立行政法人」に移行することとした。

この中期目標は、県が地方独立行政法人に対して、柔軟かつ効率的な病院運営を行うことによって、多くの分野で県内最高水準の医療を提供し、県民や他の医療機関からも一層信頼される病院になることを求めるものである。

特に、大規模災害の発生等非常時においては、県全体の医療提供体制を確保するため、県からの要請に応じた的確に対応するなど、セーフティネットの役割を確実に果たすことや、人材育成の機能をさらに充実させ、医師等の不足や偏在という課題の解消に貢献することを強く求める。

第1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供

医療環境の変化や多様化する医療ニーズ等に対応して、県民に良質な医療を提供できるよう体制の充実を図り、本県の政策医療の拠点としての役割を担うこと。

(1) 診療機能の充実

① 高度医療の提供

がん、脳卒中、急性心筋梗塞に対する高度医療など多くの分野で県内最高水準の医療を提供し、県民から高い評価を受けられる病院をめざすこと。

特に、がん診療については、地域がん診療連携拠点病院として三重大学医学部附属病院と連携し、県全体の医療水準の向上に貢献すること。

②救急医療

救命救急センターとして、365日24時間体制で重篤な患者に対応すること。
また、ヘリポートを活用するなど積極的に広域的な対応を行うこと。

③小児・周産期医療

小児・周産期医療の提供を確保するため、他の医療機関と連携及び機能分担を行いながら、地域周産期母子医療センターとしての機能を充実すること。

④感染症医療

感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院としての役割を果たすとともに、新型インフルエンザ等の新たな感染症に率先して対応すること。

(2) 信頼される医療の提供

診療にあたっては、患者との信頼関係の構築に努め、ニーズを踏まえた最適な医療を提供すること。

また、クリニカルパスの導入を推進するとともに、インフォームドコンセントの徹底やセカンドオピニオンの整備など体制の充実を図り、患者の視点に立って信頼される医療を推進すること。

(3) 医療安全対策の徹底

医療事故を未然に防ぎ、患者が安心して治療に専念できる環境を提供するため、医療安全対策を徹底すること。

(4) 患者・県民サービスの向上

診察、検査、会計等にかかる待ち時間の改善、プライバシーの確保に配慮した院内環境の整備、相談体制の充実など、病院が提供するサービスについて患者の利便性の向上を図ること。

また、患者や家族、県民から信頼を得られるよう、職員の意識を高め接遇の向上に取り組むこと。

2 非常時における医療救護等

大規模災害の発生等非常時には、県全体の医療提供体制を確保するため、県民に対するセーフティネットの役割を的確に果たすこと。

(1) 大規模災害発生時の対応

東海地震、東南海・南海地震など大規模災害発生時には、医療救護活動の拠点としての機能を担うとともに、災害時医療支援チーム（DMAT）の派遣など医療救護活動に取り組むこと。

また、基幹災害医療センターとして、DMATなどの要員の育成や災害医療訓練を行うなど大規模災害発生時に備えた機能の充実を図ること。

(2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応

新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生した場合には、知事の要請に応じて患者を受け入れるなど、迅速に対応すること。

3 医療に関する地域への貢献

地域医療を支える他の医療機関と密接に連携し支援することにより、地域の医療機関からも信頼される病院となること。

(1) 地域の医療機関との連携強化

地域連携クリニカルパスの活用など病病連携・病診連携を推進し、県民に適切な医療を提供できる体制を構築すること。

(2) 医師不足等の解消への貢献

へき地医療拠点病院として、へき地の医療に対する支援体制を充実するとともに、医師不足の深刻な公立病院に対して医師を派遣するなど、地域の医療提供体制の確保に貢献すること。

4 医療に関する教育及び研修

医療従事者にとって魅力ある病院となるよう関係機関と連携して教育及び研修の充実を図ること。また、院内のみならず県内の医療水準の向上が図られるよう医療従事者の育成を行うこと。

(1) 医師の確保・育成

三重大学と連携して指導医を確保するとともに、積極的に臨床研修医等を受け入れ、優れた医師の育成を行うこと。

(2) 看護師の確保・育成

看護師の確保・定着を図り、質の高い看護が継続的に提供できるよう研修の充実を図ること。

(3) コメディカル（医療技術職）の専門性の向上

薬剤師、放射線技師、検査技師等の医療技術職について、専門性の向上を図るため、研修の充実を図ること。

(4) 資格の取得への支援

専門医、認定看護師など職員の資格取得に向けた支援を行うこと。

(5) 医療従事者の育成への貢献

医学生、看護学生の実習を積極的に受け入れるなど、県内の医療従事者の育成に貢献すること。

5 医療に関する調査及び研究

提供する医療の質の向上や県内の医療水準の向上、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

医療サービスの一層の向上と経営基盤の強化を図るため、業務運営の改善及び効率化を推進すること。

1 適切な運営体制の構築

医療環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、運営体制を構築すること。

2 効果的・効率的な業務運営の実現

医療環境の変化に応じて職員の配置や予算執行を弾力的に行うなど、効果的・効率的な業務運営を行うこと。

3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成

すべての職員が病院の基本理念を共有し、継続して業務改善に取り組む組織文化を醸成すること。

4 就労環境の向上

職員が働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、就労環境の向上を図ること。

5 人材育成を支えるしくみの整備

人材育成を支えるしくみを整備し、組織力の向上に向けて、職員一人ひとりが、その意欲と能力を最大限発揮できる環境づくりを行うこと。

6 事務部門の専門性の向上と効率化

病院経営や医療事務に精通した職員を確保、育成することにより、事務部門の専門性の向上を図ること。また、業務の継続的な見直しを行い、事務部門の効率化を図ること。

7 収入の確保と費用の節減

病床利用率の向上、診療報酬制度への適切な対応、診療報酬の請求漏れ防止や未収金対策の徹底などにより収入の確保を図ること。また、薬品や診療材料の在庫管理の徹底や、多様な契約手法の検討などにより費用の節減に取り組むこと。

8 積極的な情報発信

県民の医療に関する意識の向上を図るとともに、運営の透明性を一層確保するため、法人の取組や運営状況などを積極的に情報発信すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

医療環境の変化に対応して、良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供できる経営基盤を確立すること。

そのため、業務運営の改善及び効率化などを進め、中期目標の期間に経常収支比率100%以上を達成し、維持すること。

なお、地方独立行政法人法に基づき、政策医療の提供に必要な経費については、引き続き県が負担する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 保健医療行政への協力

県などが進める保健医療行政の取組に対し積極的に協力すること。

2 法令・社会規範の遵守

県民に信頼され、県内の他の医療機関の模範となるよう法令や社会規範を遵守すること。

6 県立病院改革の工程等について

県立病院改革については、「県立病院改革に関する基本方針」に基づき改革を進めています。今後も、改革の工程等に従って各病院が県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供できるよう引き続き改革を推進します。

1 総合医療センター

総合医療センターの特定地方独立行政法人化に向けて、評価委員会条例案及び定款案について、議決をいただきました。

今年度内には評価委員会を設置するとともに、引き続き準備作業を進め、平成24年4月に特定地方独立行政法人に移行します。

2 志摩病院

志摩病院については、昨年12月27日に公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者として指定しました。

平成23年度も引き続き準備作業を進め、平成24年4月から指定管理者制度へ移行します。

3 一志病院

一志病院については、当分の間県立県営で運営を行うこととし、病院を取り巻く環境や家庭医療に関する現状と今後の取組等について関係者と意見交換を行ってきましたが、家庭医療が地域に定着しつつあることを踏まえ、保健・医療・福祉を総合的に確保するための運営方針や施設の有効活用等について、あらためて検討を行います。

4 病院事業庁（県立病院経営室）の廃止等今後の運営体制

病院事業庁（県立病院経営室）については、

①総合医療センター及び志摩病院が平成24年4月から運営形態を変更することから、新たな運営体制への円滑な移行を確認する。

②一志病院についての検討結果を踏まえる。

③こころの医療センター院長を事業管理者とする体制を整備する。

ことなどが必要となることから、これらの状況を勘案し廃止の時期を決定します。

5 改革の推進体制

県立病院改革を的確に推進するため、健康福祉部に「理事」（医師確保・病院改革担当）を設置し、医療政策室（地域医療・病院改革グループ）において、引き続き、総合医療センターの地方独立行政法人化に関する業務や一志病院に関する検討を行うこととし、「県立病院改革担当理事」及び「県立病院改革プロジェクト」は廃止します。

なお、新たに設置する健康福祉部理事については、県立病院改革を病院事業庁と一体的に推進する必要があることから、病院事業庁職員の身分をあわせ持つこととします。

【所管事項説明】

7 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の運用について

1 経緯等

消防法の改正を受け、本県においては、平成22年9月14日に傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を策定・公表しました。

この実施基準を運用することにより、重症患者の救急搬送及び受入れがこれまでよりも迅速かつ適切なものになることが期待されており、現在、平成23年4月1日からの全県での運用開始に向けた取組を下記のとおり進めています。

2 実施基準の運用体制構築に向けた取組

(1) 第4回for'イコントロール専門部会を開催（平成22年10月14日）

実施基準運用のための取組方針を決定

- ①救急隊員が傷病者の観察に用いる「観察基準チェックシート」の作成
- ②搬送状況の適切な検証に用いる「検証に関するガイドライン」の作成
- ③救急搬送にあたっての医学的指示をまとめた「県プロトコル」の作成

(2) 第5回for'イコントロール専門部会を開催（平成22年12月16日）

全県での運用開始に向け、上記①②③の内容を決定

(3) 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準指導者講習会を開催

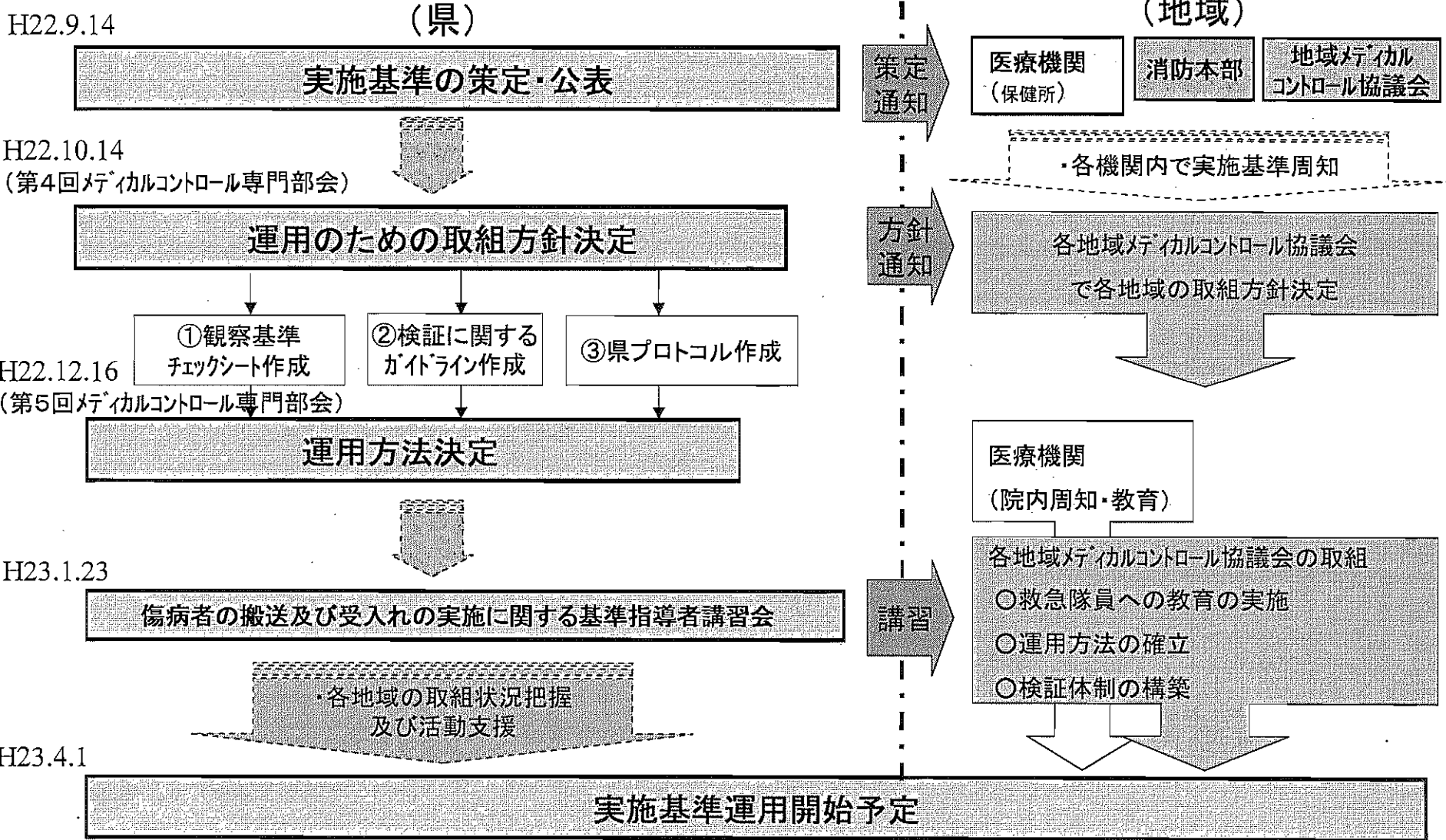
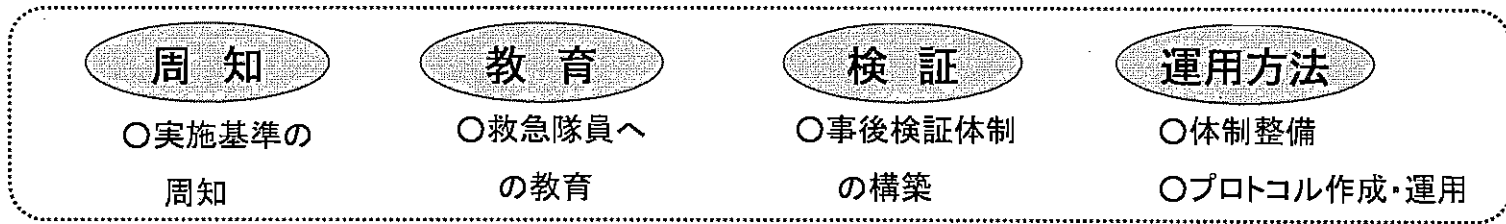
（平成23年1月23日）

救急隊員が実施基準に基づいて、適切に傷病者の観察を行うことができるよう、脳卒中や交通事故の傷病者を想定した講習会を開催しました。現在、各地域において、当該講習の参加者から救急隊員への伝達研修を実施しています。

(4) 地域毎の体制構築に向けた取組

実施基準を有効かつ円滑に運用するためには、実施基準の内容を関係者が理解するとともに、各地域の救急医療体制に応じた運用方法の確立、搬送の検証体制の構築が必要となります。このため、消防機関や医療機関の会議の場等を通じ、実施基準の周知に努めるとともに、「実施基準の解説書」を作成の上、関係者に配布するなど、各地域において運用に向けた体制が構築されるよう、支援を行っています。

実施基準策定から運用までのフロー



30

8 三重県地域医療再生計画（平成 22 年度補正予算による拡充分） の策定について

1 経緯

平成 22 年度の国の補正予算に伴い、国から地域医療再生臨時特例交付金（以下「交付金」という。）が追加して交付されることになりました。

昨年度に策定した地域医療再生計画は、二次医療圏を基本単位としていましたが、今回は県単位（三次医療圏）の広域医療圏における医療提供体制を計画することとなっています。

このため、本県としては、平成 22 年 12 月 14 日に三重県医療審議会地域医療対策部会を開催し、計画の骨子について議論を行い、骨子に沿って救急医療対策やがん対策、脳卒中などのテーマを設定し、計画に記載する内容の検討を進めているところです。

2 国の補正予算の内容

◎都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく事業を支援

○対象地域 都道府県単位（三次医療圏）※一次・二次医療圏を含む広域医療圏

○対象事業 地域の実情に応じて自由に事業を決定

○計画期間 平成 25 年度まで

○予算総額 2,100 億円（15 億円×52 地域（46 都府県、北海道 6 地域）、加算額 1,320 億円）

※ 加算額については、新成長戦略に資する高度・専門医療機能を担う医療機関の整備・拡充などを伴う大規模事業のケースに加算

○計画の評価・助言は、厚生労働省に設置する有識者による会議で実施

3 今後の取組

各テーマに関して、医療機関、医師会等関係団体等の関係者の意見を聴きながら、医療審議会地域医療対策部会における議論を踏まえ、県としての計画を取りまとめ、国に提出することとしています。

（参考）

国への提出期限：平成 23 年 5 月 16 日

県への交付額内示：平成 23 年 7 月下旬（予定）

○地域医療の再生と医療機関の機能強化： 地域医療再生臨時特例交付金の拡充

地域医療再生基金（拡充）

主に三次医療圏における医療提供体制の課題を踏まえて各都道府県が地域医療再生計画を策定

○対象地域 都道府県（三次医療圏）

○対象事業 地域の実情に応じて自由に事業を決定（広域の役割を担う高度・専門医療機能を持つ医療機関や救命救急センターの整備・拡充、急性期を経た患者の回復期、在宅に至るまでの医療連携体制の構築 等）

○計画期間 平成25年度までの4年間

○計画の評価・助言は、厚生労働省に設置する有識者による会議で実施

課題

都道府県単位（三次医療圏）の広域医療圏における医療提供体制整備の考え方が十分に計画されていない

従来の地域医療再生基金（平成21年度補正予算）

地域の医師確保、救急医療の確保等、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県が地域医療再生計画を策定

○対象地域 二次医療圏を基本とする地域

○対象事業 地域の実情に応じて自由に事業を決定（ただし医師確保事業は必須）

○計画期間 平成25年度までの5年間

○予算総額 2,350億円

（25億円×各県2か所×47都道府県）

○計画の評価・助言は、厚生労働省に設置する有識者による会議で実施

支援

地域の診療機能強化の例

集中治療室・医療機器等の整備

高度・専門医療機能を持つ医療機関、救命救急センターの整備・拡充

- ・広域医療圏の患者を対象としたがん、脳卒中等の医療機関の施設・設備の整備
- ・三次救急医療を担う医療機関の施設・設備の整備

連携医療機関の整備

高度・専門医療機能を持つ医療機関と連携する医療機関の整備・拡充

- ・急性期を脱した患者を受け入れる後方病床の確保支援
- ・二次救急医療機関の整備・拡充

退院支援の体制強化

回復期医療を担う医療機関
在宅復帰に向けてリハビリを集中実施



三次医療圏（都道府県単位）

紹介



二次医療圏（30万人規模）

紹介



一次医療圏（市町村程度）

紹介



診療所

継続的に健康管理

三重県地域医療再生計画（平成22年度補正予算による拡充分）骨子

1. 基本的な考え方

医療機関の機能分化と高度・専門的医療の集約化により、県民に対して質の高い医療サービスを安定的に提供できる体制を整備する（計画期間は平成23～25年度まで）。

本計画は、県民の視点を踏まえ、原則として県単位の広域医療圏を視野に策定するとともに、計画期間終了後の持続可能性を考慮し策定する。

2. 具体的な内容

(1) 集中治療室・医療機器等の整備

高度・専門医療機能を持つ医療機関、救命救急センターの整備・拡充

- ・ 三次救急医療を担う医療機関の施設・設備の整備
- ・ 広域医療圏の患者を対象としたがん・脳卒中等の医療機関の施設・設備の整備

【三重県の計画に盛り込むべき内容（案）】

- ・ 救命救急センターの機能強化・連携強化
- ・ 周産期母子医療センターの機能強化・連携強化
- ・ がん診療連携拠点病院等の機能強化・連携強化
- ・ 脳卒中に対応する医療機関の機能強化・連携強化
- ・ 急性心筋梗塞に対応する医療機関の機能強化・連携強化
- ・ 小児医療に対応する医療機関の機能強化・連携強化

(2) 連携医療機関の整備

高度・専門医療機能を持つ医療機関と連携する医療機関の整備・拡充

- ・ 二次救急医療機関の整備・拡充
- ・ 急性期を脱した患者を受け入れる後方病床の確保支援

【三重県の計画に盛り込むべき内容（案）】

- ・ 二次救急医療体制が脆弱な地域における二次救急医療機関の整備・拡充
- ・ 二次・三次医療機関や周産期母子医療センターからの患者を受け入れる病床・施設の確保

(3) 退院支援の体制強化

回復期医療を担う医療機関の整備・拡充

- ・ 在宅復帰に向けてリハビリテーションを集中的に実施

【三重県の計画に盛り込むべき内容（案）】

- ・ 回復期リハビリテーション機能を有する医療機関の整備・機能強化
- ・ 退院後の患者を地域において受け入れる体制（在宅医療等）の確保支援

(4) その他

【三重県の計画に盛り込むべき内容（案）】

- ・ 上記の医療提供体制の充実に必要な人材育成
- ・ がん、脳卒中や心筋梗塞等の予防・早期発見を含む保健医療体制の充実
- ・ 患者の視点にたった医療提供体制の推進

9 第11次三重県へき地保健医療計画の策定方針について

1 計画策定の趣旨

三重県のへき地保健医療対策については、これまで、国が策定した第1次から第9次までの「へき地保健医療計画」、及び、地域の実情に応じて都道府県が策定した「第10次へき地保健医療計画（平成18年度から平成22年度）」に基づき、へき地診療所への代診医の派遣調整や、無医地区への巡回診療を実施するなど、その充実を図ってきました。

2 計画策定の方針

新たな「第11次三重県へき地保健医療計画」については、第10次計画と同様、国から示された「第11次へき地保健医療計画策定指針」（以下、指針）に従い、本県の地域の実情に応じた内容として策定する予定です。

計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

3 計画の構成（指針より）（案）

- (1) へき地保健医療対策の現状と課題
- (2) へき地保健医療対策の目標
- (3) へき地医療提供体制を構築する各主体の役割
- (4) へき地保健医療対策に係る具体的支援策

4 今後のスケジュール（案）

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 平成23年3月 | 平成23年第1回定例会健康福祉病院常任委員会で策定方針について報告 |
| 3～5月 | 三重県医療審議会地域医療対策部会で審議 |
| 6月 | 平成23年第2回定例会健康福祉病院常任委員会で計画案の審議 |
| 7月 | 第11次三重県へき地保健医療計画の策定、公表 |

【所管事項説明】

10 三重県救急医療情報システム（医療ネットみえ）の更新について

1 システムの経緯と概要

三重県救急医療情報システムは、受診可能な初期救急医療機関（病院・診療所）の情報を県民に提供するため、昭和57年に県、市町及び医師会の三者により財団法人三重県救急医療情報センターを設立し、消防本部による電話案内業務を開始しました。

このシステムは、医療機関が診療応需の可否（応需情報）をリアルタイムでパソコン入力することにより、その情報が専用回線で各地域の消防本部に送信され、消防本部において24時間365日体制で県民に電話案内業務を行っています。

具体的には、休日や夜間等に、県民（救急車を呼ぶほどではない軽症者）が医療機関を受診したいときに、「（各地域の局番）＋1199」をダイヤルすると、各地域の消防本部につながり、受診可能な医療機関を案内します。

また、平成15年10月からは、電話案内に加えてインターネットでも受診可能な医療機関を閲覧できるようになり、現在に至っています。

2 今後の取組

(1) システムの更新

平成15年10月に締結した三重県救急医療情報システムの保守管理等の委託契約が平成23年9月末に満了するため、県民及び医療機関等関係者にとって使いやすいシステムとなるように改良し、更新することとしています。

具体的には、県民が医療機関情報を容易に閲覧できるように、ホームページの画面レイアウトの改良を行います。また、医療機関によるリアルタイムな応需情報入力が促進されることなど利便性の向上をめざして、例えば、操作が簡便なタッチパネル型専用端末の導入についても検討することとしています。

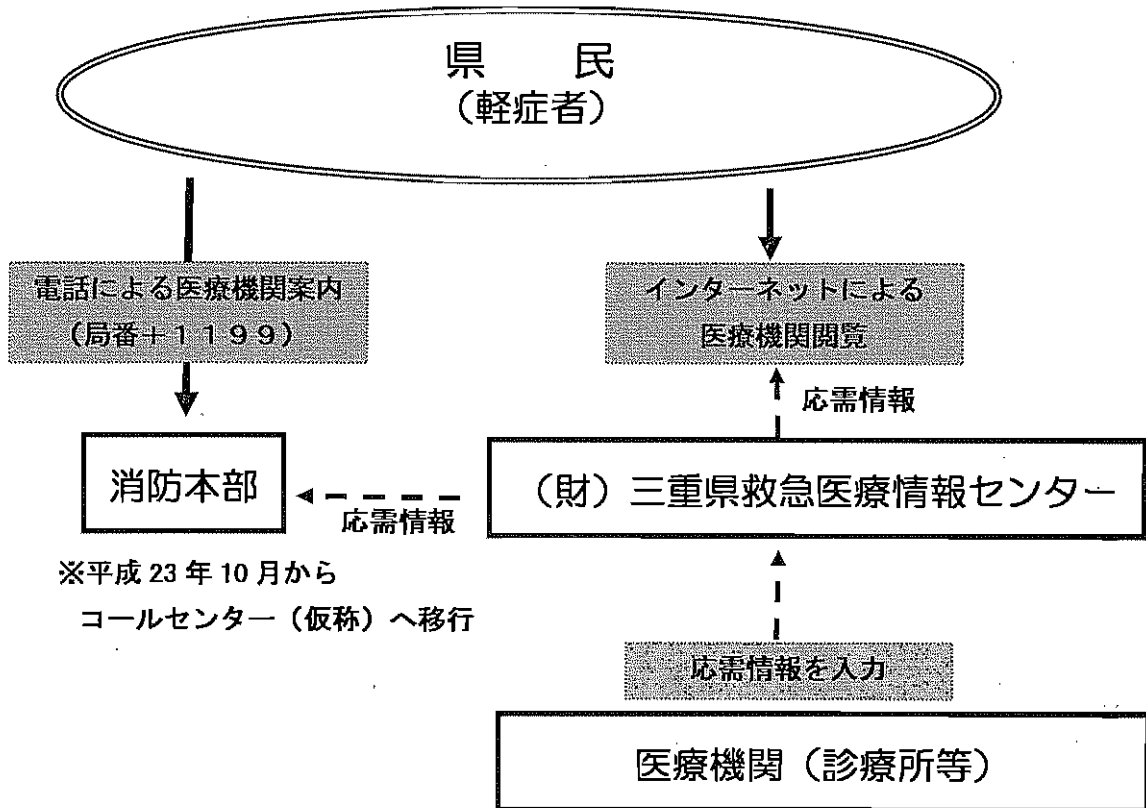
さらに、システムの更新にあわせて、県医師会や市町等に対して、休日・夜間等に受診できる医療機関の増加など初期救急医療体制の充実が図られるよう協議等を進めていきたいと考えています。

(2) コールセンター（仮称）の設置

現在、消防本部が行っている電話案内業務については、案内件数及び119番通報件数の増加等に伴い、救急搬送業務に支障が出ていることなどから、平成23年9月末に電話案内業務から撤退することとなり、新たに県内1か所のコールセンター（仮称）を設置して電話案内業務を継続することとしています。

現在、コールセンターの人員体制等の運営方法について検討を進めているところであり、今後は、本年10月の開設に向けて、消防本部から業務内容を適切に引き継ぐなどの準備を進めていく予定です。コールセンターの運営経費については、平成25年度までは地域医療再生基金で県が負担し、平成26年度以降は、県と市町が1/2ずつ負担することで合意を得ています。

三重県救急医療情報システムの概要図



【参考】

救急医療情報システム（1199）は、軽症者が受診できる医療機関を探す仕組みであり、重傷者が救急車による病院搬送を要請する119番通報とは異なります。

三重県救急医療情報システム（医療ネットみえ）の更新について

医療ネットみえ 概要

- ① 救急医療情報システム（応需可能な医療機関をインターネットと電話で案内）
- ② 医療機能情報システム（医療法に基づき、全医療機関の詳細情報を公表）
- ③ 広域災害情報システム（大規模災害時の医療機関受入れ状況を関係者で共有）

運営状況

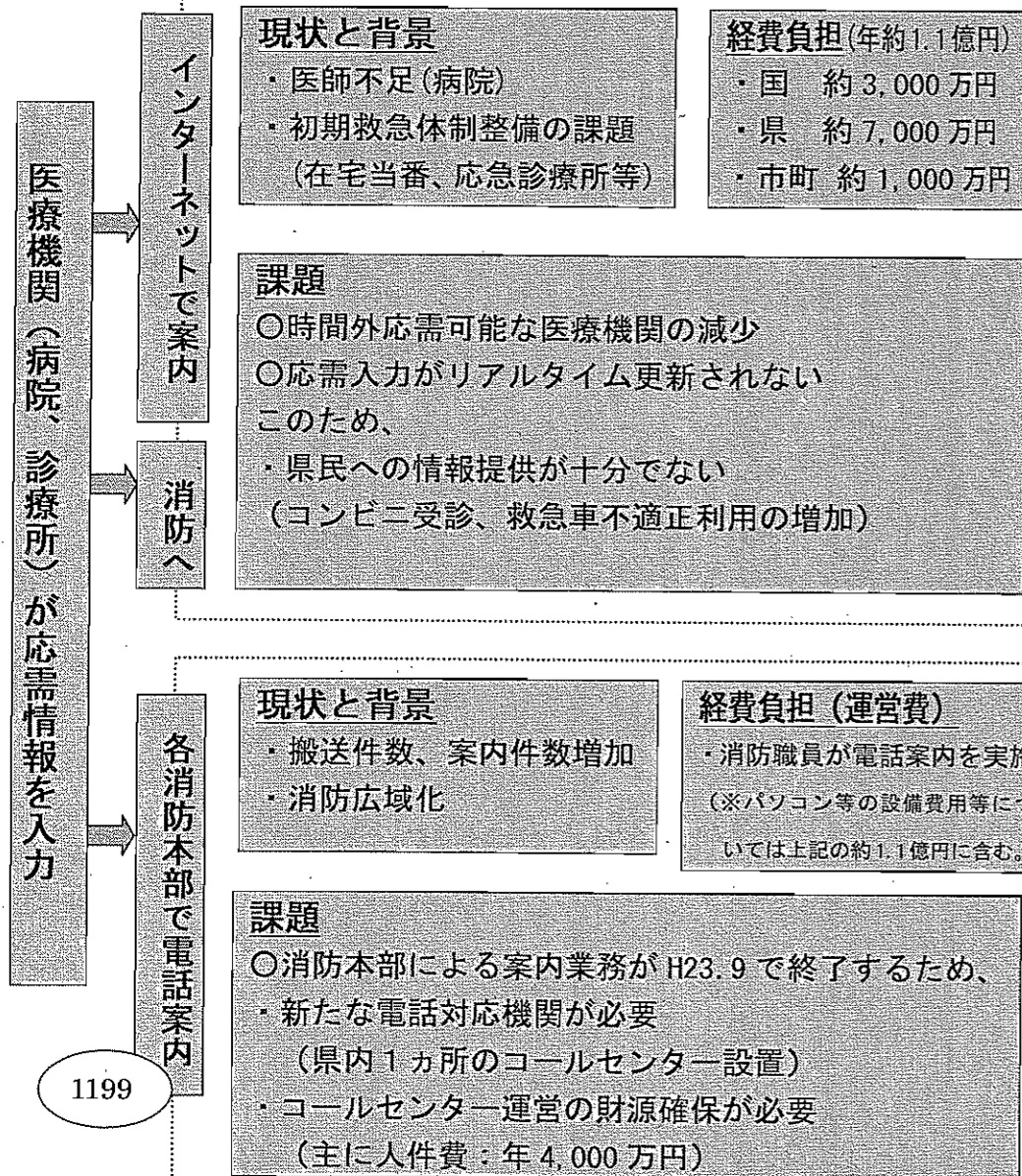
業務委託先：財三重県救急医療情報センター
 設立：S57 県、市町村、医師会で設立
 出資金：1,052万円（県500万円、市町村552万円）
 システム委託先：(株)NTTデータ（H23.9 契約満了）

電話案内業務のあり方検討会

- ・H20～H22 新システムの方向性検討
- ・県、市町、医師会、消防の代表により、H23.10以降の方向性を決定。
- ・H22.9 医療審議会ほか関係機関了承。

現行システム（全体）

① 救急医療情報システム

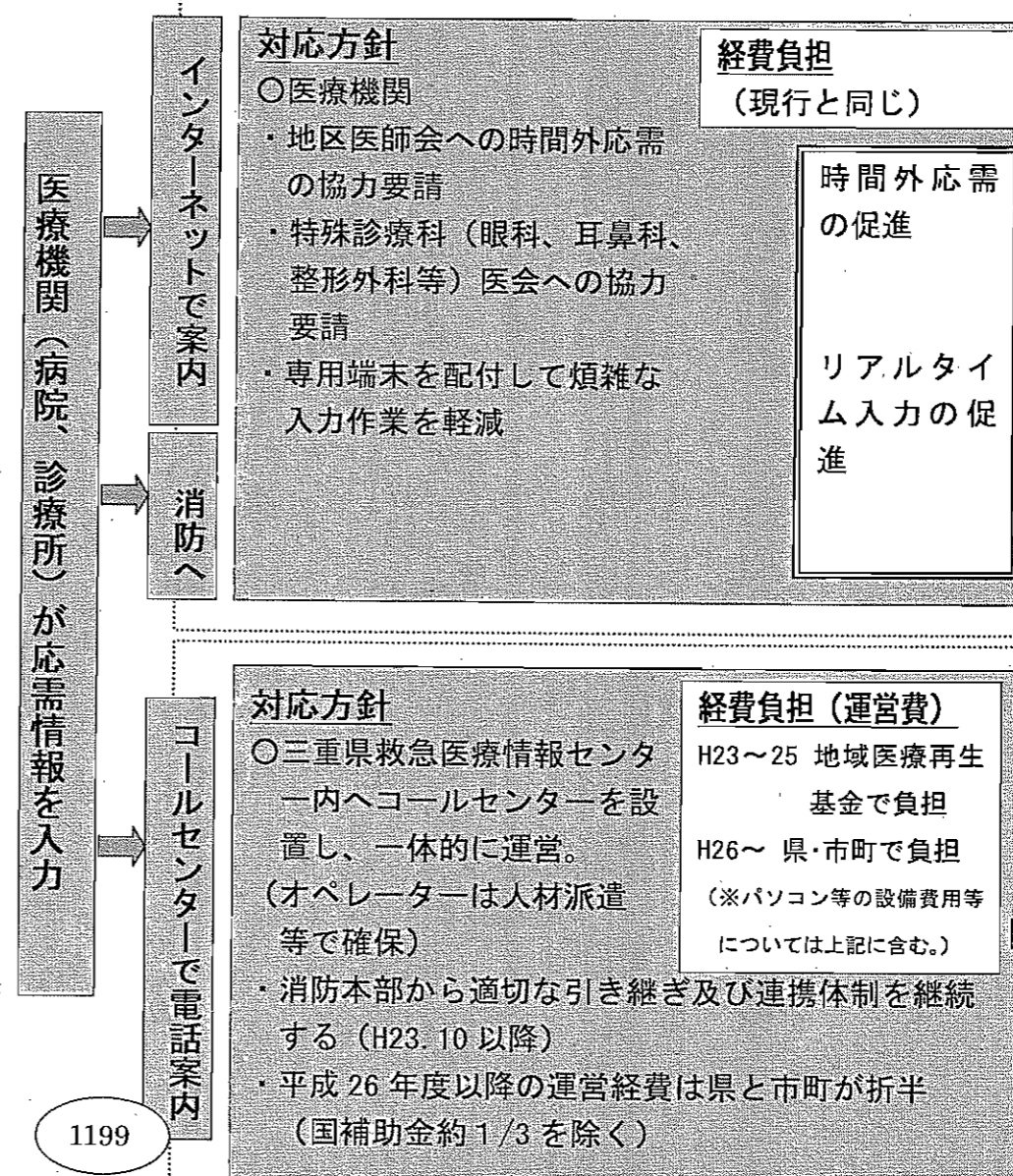


H23.10 新システム稼働予定

H23.10 コールセンター開設予定

新システム（全体）

① 救急医療情報システム



二次救急医療体制の充実

初期救急医療情報提供体制の充実

② 医療機能情報システム

③ 広域災害情報システム

② 医療機能情報システム

③ 広域災害情報システム